

地域応援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域内での支えあい、助けあい体制づくりを推進し、安心してわがまちで暮らせる地域をつくることを目的として取り組む行政区を対象に、地域応援助成事業に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(助成の対象)

第3条 この助成事業における交付対象は、次に定める活動を実施し、併せて当該事業にかかる経費に対して、補助金や助成金を受けられていない朝来市内の行政区とする。

(助成対象活動)

第4条 この助成事業において、助成対象とする活動は地域における福祉課題の改善・解決を目的にした別表1-1に定める活動とする。

(助成対象外経費)

第5条 この助成事業において、助成対象となる経費は次に掲げる経費以外は概ねその助成対象とする。

- (1) 新規活動にかかる経費以外の従来から執行されている経費。
- (2) 当該活動と関わりのない経費。
- (3) 直接、福祉課題の改善・解決に関わりのない経費。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、予算の範囲内とし、その助成金は別表1-2に定める基準に基づき助成する。

(助成申請の募集)

第7条 助成申請区の募集は、公募により行う。

- 2 申請については、別表1に定める活動とする。
- 3 助成申請者は、区長とする。
- 4 一度助成を受けた事業は、再度の助成申請はできない。

(申請手続き)

第8条 助成金の交付を受けようとする行政区（以下「申請区」という。）は、「地域応援

助成事業申請書」(様式第1号)を会長に提出するものとする。尚、年度の途中でも申請できるものとする。

(助成の決定)

第9条 助成の決定は、書類選考とし、緊急性・実現性の高いものを優先とする。

(助成金の交付方法)

第10条 助成金の交付は活動終了後提出する報告書を精査し、当月又は翌月に振込みにて助成金を交付する。

(結果の通知)

第11条 会長は、選考の結果を「地域応援助成事業選考結果通知書」(様式第2号)により申請区に通知する。

(事業報告)

第12条 助成を受ける行政区は、活動終了後1ヶ月以内に地域応援助成事業報告書(様式第3号)を会長へ提出しなければならない。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第13条 申請区が活動を進める上での変更または取下げがある場合には、申請区は地域応援助成事業(変更・取下げ)届(様式第4号-1)を法人に提出しなければならない。

2 地域応援助成事業(変更・取下げ)届(様式第4号-1)の提出があった場合には、会長は審査の上速やかに地域応援助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(様式第4号-2)を申請区に通知する。

3 会長は、申請区が次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、地域応援助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(様式第4号-2)を申請区に通知する。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

地域応援助成事業

別表 1 - 1

応援助成名	内 容	条 件	報 告
わがまち食堂応援助成	誰もが寄りそうな場所で食事を無償もしくは格安で提供し、行政区の中で孤立を無くすように努力する。また、行政区の中で世代間交流を図る。	<ul style="list-style-type: none"> • 行政区をあげて食事を開催。 • 年3回まで助成可能 • 集まりやすい場所で、食事を作り、誰でも寄って食べることができきる事。(食堂に来ることができない気になるお宅に食事等をお配りすること) • 活動実施期間は4月～2月までとする。 	<p>指定の様式に記入してその都度提出(様式第3号-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> • その時々の写真を提出 • デジカメによる写真データの提出(期日確認の為)。 • 助成金額以上の領収書を添付すること。

別表 1 - 2

応援助成名	助成上限額	助成上限回数
わがまち食堂応援助成	1回につき 20,000円/参加者20名以上 15,000円/参加者20名未満	3回/年